

(介5)
平成21年4月10日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
三上 裕司

訪問看護支援事業の実施について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年の高齢化の進展に伴い、要支援者・要介護者の増加により、在宅での療養を選択される方の増加が見込まれております。そのような中、厚生労働省は、在宅医療の推進がひとつの課題となっていることから訪問看護サービスの安定的な供給、提供体制を整備することにより、在宅療養環境の充実を図ることを目的に、今般、「訪問看護支援事業実施要綱」を定め、平成21年4月1日より実施される旨の通知が発出されました。

つきましては、当該通知をお送りいたしますので、貴職におかれましては、当該事業の趣旨をご理解いただき、貴会傘下の地区医師会および会員への周知方宜しくお願い申し上げます。

なお、本事業を実施するにあたり、各都道府県等により、訪問看護推進協議会が設置され、その組織構成として都道府県医師会代表者が任命される場合がありますので、その際はご協力賜わりたく、ご高配の程併せてお願い申し上げます。

敬具

記

(資料)

- ・「訪問看護支援事業実施要綱」の送付について

(老老発第0408001号 平21.4.8 厚生労働省老健局老人保健課長通知)

以上



老老発0408001号
平成21年4月8日

社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省老健局老人保健課長



「訪問看護支援事業実施要綱」の送付について

老人保健事業の推進につきましては、平素より格別のご配意をいただき感謝申し上げます。

今般、「訪問看護支援事業実施要綱」を別添のとおり各都道府県知事あて通知しましたので、お知らせいたします。

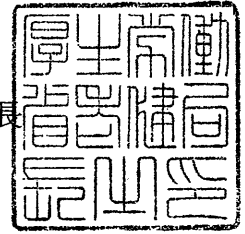
つきましては、通知の趣旨をご理解の上、引き続きご協力下さいますようお願い申し上げます。



老発第0408001号
平成21年4月8日

各 都道府県知事 殿
指定都市市長

厚生労働省老健局長



訪問看護支援事業の実施について

訪問看護事業の推進のため、別添のとおり「訪問看護支援事業実施要綱」を定め、平成21年4月1日より実施することとしたので通知する。

ついては、事業の趣旨をご理解頂き事業の円滑な実施について特段のご配慮をお願いしたい。

また、管下市町村に対して周知徹底を図るとともに、本事業の円滑な実施について御協力を賜りたい。

訪問看護支援事業実施要綱

1 目的

本事業は、高齢化の進展に伴い、要支援者・要介護者の増加により、在宅療養者の増加が見込まれるなか、在宅医療の推進が重要課題となっていることから、訪問看護サービスの安定的な供給を維持し、訪問看護を必要とする者に必要な訪問看護を提供する体制を整備することにより、在宅療養環境の充実を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県・政令指定都市(以下、「都道府県等」という。)とする。

なお、都道府県等は、事業を適切に実施することができると思われる関係団体等に委託することができるものとする。

3 事業内容

(1) 訪問看護推進協議会の設置

ア 目的

本事業は、都道府県等が訪問看護推進協議会を設置し、広域対応訪問看護ネットワークセンター事業の企画、調整等を行い訪問看護の安定的な供給に寄与することを目的とする。

イ 組織

(ア) 自治体関係者、都道府県等看護協会代表者、都道府県等医師会代表者、訪問看護事業所管理者、学識経験者等により構成すること。

(イ) 既に、訪問看護に関する同様の協議会等が設置されている都道府県等においては、既存の協議会等をもって、本事業における訪問看護推進協議会を兼ねることもできる。

ウ 主な検討事項

協議会は、以下の内容について協議、助言、支援等を行うものとする。

(ア) 当該地域の訪問看護事業の実態の把握、課題の分析

(イ) 広域対応訪問看護ネットワークセンター事業の計画立案

(ウ) 広域対応訪問看護ネットワークセンター事業の実施に関すること

(エ) 広域対応訪問看護ネットワークセンター事業の評価

(2) 広域対応訪問看護ネットワークセンター事業

ア 目的

本事業は、訪問看護事業所の業務を集約化・効率化し、訪問看護の安定供給を図ることを目的とする。

イ 事業の内容

都道府県等は、以下の(ア)～(エ)の事業のうち1つ以上実施する。

(ア) 請求事務等支援事業

訪問看護事業所より送付された記録等を基にレセプト作成、利用者への料金請求等のシステムの整備に関する事業

(イ) コールセンター支援事業

利用者、家族等からの新規の利用等に関する相談等を受ける相談窓口の設置等

(ウ) 医療材料等供給支援事業

医療材料等(特定治療材料及び衛生材料を示す。)の供給が効果的に行われるよう医療機関や薬局等との供給システムの整備に関する事業

(エ) その他

上記(ア)～(ウ)と同等程度で訪問看護事業所の業務を集約化・効率化するに当たって必要と認められる事業

ウ 実施拠点

広域対応訪問看護ネットワークセンターにおける各事業について、都道府県等及び訪問看護推進協議会が適当と認める場所に事業実施の拠点を設置するものとする。

エ 実施体制

広域対応訪問看護ネットワークセンターを拠点に地域の複数の訪問看護事業所と連携して、イの事業を実施するものとする。

オ 留意事項

(ア) 事業の実施に当たっては、地域における社会資源の活用に留意すること。

(イ) 広域対応訪問看護ネットワークセンター事業において、職員の知り得た情報が部外者に漏れることがないよう、必要な措置を講じるものとする。

(ウ) 特定の法人などにより対象が構成されることなく、当該地域の訪問看護事業所が広く活用できるよう配慮すること。

(エ) 本事業の終了後もネットワークを充実させるため、事業の継続、発展が可能となるよう訪問看護推進協議会等で検討すること。

4 事業の報告

都道府県等は、訪問看護推進協議会による事業計画や事業報告を年度ごとに厚生労働省に報告するものとする。